

事 務 連 絡  
平成25年9月13日

各都道府県 認知症対応型共同生活介護担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

「認知症グループホーム等火災対策検討部会報告書」を踏まえた対処方針について

今般、総務省消防庁が開催する「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の報告書がとりまとめられ、標記通知を発出したところです。

標記通知のうち「1スプリンクラー設備の設置義務について」の留意事項については、下記のとおりとなるので、管内市町村に対して広く周知されるよう、よろしくお願いします。

#### 記

厚生労働省としては、スプリンクラー設備の設置の促進を図るため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金などの各種制度を設けていますが、同報告書の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても、必要に応じ、地域の実情に応じた取り組みを検討していただきたいと考えています。

各都道府県及び各市町村の担当部局の方におかれましては、各地方公共団体の財政部局に対し、総務省と協議済みとなっている同通知の写しを渡していただくとともに、同報告書の趣旨（「平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」の活用）を説明いただき、必要な支援を提案していただきたいと考えています。